

10 . 情報・通信分野

情報・通信(1)	自由かつ公正な競争の促進の行政への義務付け		
規制の現状	<p>昨年電気通信事業法改正において、法の目的に「公正な競争を促進すること」が盛り込まれたものの、競争の促進が行政の責務として明確に規定されていない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 自由かつ公正な競争を促進するための規定を充実させる。</p> <p>(理由) 通信分野の競争を促進していく上では、行政がその責務を果たすべき旨を法律に明記する必要がある。 諸外国には、政府に対する競争促進義務が電気通信関連の法律に明記されている例がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気通信事業法第1条		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(2)	事業変更許可等ならびに役務区分の廃止		
規制の現状	<p>電気通信事業者は、事業参入の際に、電気通信役務の種類(音声伝送、データ伝送、専用)およびその態様、業務区域(第一種電気通信事業の場合)、電気通信設備の概要等(第一種電気通信事業および特別第二種電気通信事業の場合)を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。以上の事項を変更する場合、軽微なものを除き、総務大臣の許可等を受けなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 事業変更許可等ならびに役務区分を廃止する。</p> <p>(理由) 事業変更許可等のために、新たなサービスの柔軟かつ機動的な提供ができない。</p> <p>また、IP化による情報伝送の拡大に伴い、音声伝送・データ伝送の融合等、複数のサービスを一括して提供することが可能になっている中で、役務を区分する必要性は薄れている。</p> <p>なお、情報通信審議会 IT 競争政策特別部会最終答申では、「参入規制を緩和するのに併せて、参入後の事業内容の変更についても、現行の許可制を見直し、変更手続について規制緩和を行なうことが適当」とされている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気通信事業法第 9 条、第 14 条、第 22 条、第 24 条、第 27 条		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(3)	事業の一部分割における電気通信事業法上の地位の承継		
規制の現状	<p>会社分割により電気通信事業の一部を切り出した場合、新たに設立された会社は、改めて電気通信事業の許可申請等を行わなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 会社分割により、電気通信事業の一部を譲り受けた会社は、改めて許可申請等を行わなくとも、その地位を承継できるようにする。</p> <p>(理由) 事業者の組織再編が進む中、事業の統廃合に機動性を持たせることで、多様なサービスの早期提供が可能になり、ユーザ利便の向上が期待できる。</p> <p>会社分割により設立される会社が電気通信事業としての地位を承継することができず、新たに許可等を取得しなければならないため、事業許可等までに空白が生じ、その間ユーザへのサービス提供に支障を及ぼす可能性がある。</p> <p>なお、さる8月に公表された情報通信審議会 IT 競争政策特別部会最終答申では、「事業の全部譲渡・譲受、合併・分割、相続等については、実質上事業参入又は退出と同等の効果を有するものであることから、参入・退出規制の見直しに併せて現行の認可制を見直し、規制水準を引き下げる方向で検討することが必要であると考えられる」とされている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気通信事業法第9条、第16条、第22条、第23条、第24条、第30条		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(4)	料金・契約約款規制の撤廃		
規制の現状	<p>第一種電気通信事業者および特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金を定め、事前に総務大臣に届出等をしなければならない。変更する場合も同様に届出等が必要である。</p> <p>第一種電気通信事業者および特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件について契約約款を定め、事前に総務大臣に届出等をしなければならない。変更するときも同様に届出等が必要である。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 料金・契約約款に関する規制を原則撤廃する。</p> <p>(理由) 事前規制を抜本的に見直すことにより、市場ニーズに応じてサービスを機動的に提供することが可能となる。また、行政、事業者双方の事務負担の軽減につながる。</p> <p>なお、情報通信審議会 IT 競争政策特別部会最終答申では、「料金等の提供条件は市場における当事者間の相対取引に委ねることを原則とし、当該提供条件に係る契約約款の作成・公表義務や役務提供義務を不要とする規制緩和措置を講じることが適当である」としている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気通信事業法第 31 条、第 31 条の 3、第 31 条の 4		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(5)	外国政府等との協定等の認可制の廃止		
規制の現状	<p>第一種電気通信事業者および特別第二種電気通信事業者は、外国政府または外国人もしくは外国法人との間に電気通信業務に関する協定または契約等を締結等する場合、総務大臣の認可を受けなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 外国政府等との協定等の認可制を廃止する。</p> <p>(理由) 日本の事業者が外国の政府または事業者と新たに協定を締結する場合、日本の事業者は認可を受けた後でなければ協定書等を発効できず、機動的なサービス提供に支障が生じる。</p> <p>また、認可にあたっては、外国語で書かれた協定の細目を日本語に翻訳して申請しなければならないケースもあり、事業者にとって多大な負担となっている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気通信事業法第40条		
所管官庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(6)	NCTE(Network Channel Terminating Equipment)の機能的仕様に関する情報開示規制の撤廃		
規制の現状	<p>第一種電気通信事業者が新たな通信サービスを提供する場合、原則サービス開始の12ヵ月以上前に、回線の終端に接続するNCTEの機能的仕様に関する技術情報を開示しなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 機能的仕様がISO、ITU、IEEE等で標準化され、かつ既に同一の機能的仕様を持つ端末が市場に存在する場合、NCTEの機能的仕様に関する技術情報の事前開示規制を撤廃する。</p> <p>(理由) 国際機関等で標準化された機能的仕様を持つ端末が既に市場に存在する場合、事前開示規制を撤廃しても、市場に参入できるメーカーが限定されるとは考えにくい。</p> <p>なお、インターネットおよびLANの普及により、電気通信事業者が通信サービス用としてNCTEを提供する前に、最新の技術を取り入れたLAN用端末等が市場に出回ることが珍しくなく、必ずしも電気通信事業者が機器メーカーよりも技術情報で優位に立っているわけではない。このような状況下において、最短でもサービス開始の6ヵ月以上前に機能的仕様を開示しなければ新サービスを提供できない現状では、利用者も多様な通信サービスをニーズに応じて享受することができない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	「NCTEのユーザ設置について」(平成2年9月19日郵政省電気通信局)		
所管官庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(7)	電力線搬送通信の高度化のための環境整備【新規】		
規制の現状	電力線搬送通信設備から発射される周波数は現在、10kHz～450kHzとされている。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>使用周波数の拡大によって、当面、宅内系電力線搬送通信を可能とするため、継続的に実証実験が行なえるような環境を整備する。</p> <p>(理由)</p> <p>電力線搬送は高速通信を可能とするための有力な手段である。欧米では、既の実証実験や試験サービスが実施されており、一部商用サービスを開始した国もあることから、わが国産業の国際競争力を維持・強化するためにも実証実験を継続し、まずは電力線からの漏洩電波の影響が少ないと考えられる宅内系の実用化を目指すべきである。</p> <p>技術革新によって、使用周波数を拡大すれば、電力線搬送通信設備を使って高速通信が可能な状況となっている。「e-Japan 重点計画 - 2002」(平成14年6月18日 IT戦略本部決定)においては、「電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大について、2002年度中に結論を得る」とこととされている。これを踏まえ、使用周波数の拡大を検討している総務省の「電力線搬送通信設備に関する研究会」は、さる8月、使用周波数を拡大することは困難であるが、研究開発等を継続する必要があること、実証実験を継続的に実施するため、研究開発目的の設備の許可制度を整備する必要があること、などを内容とする報告書を取りまとめた。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電波法施行規則第44条		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(8)	5 GHz 帯加入者系無線アクセス通信における無線中継の容認【新規】		
規制の現状	5 GHz 帯無線アクセスシステムの技術的条件において、陸上移動局は基地局との間でのみ通信を行なうものとされている。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>5 GHz 帯の加入者系無線アクセス通信において、陸上移動局を基地局と有線で接続することで、中継用として使用することも可能とする。</p> <p>(理由)</p> <p>A D S L や C A T V が利用できない集合住宅群では、無線アクセスシステムを活用すれば、効率よくブロードバンドサービスを提供できる。</p> <p>そのために、建物屋上の基地局まで有線回線を敷設することが必要となるが、掘削工事が必要であったり、建物内の敷設が困難であったりすることが多く、時間・費用とも大きな負担が発生する。近隣の電柱などに設置した基地局から発射した電波を建物屋上の陸上移動局で一旦受信し、これを有線で接続された別の基地局を経由して最終的な陸上移動局(加入者局)に通信できるようにすれば、迅速かつ低廉なブロードバンドサービスの提供が可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	無線設備規則第 7 条		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(9)	無線 LAN サービスのアクセスポイント等における停電対策義務の不要化 【新規】		
規制の現状	<p>第一種電気通信事業者が無線 LAN サービスのアクセスポイントを屋内に設置する場合、電力の供給が停止した際に通信が停止することのないよう、自家用発電機の設置等の措置を講じなければならない(いわゆる停電対策義務)。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 電源設備の機器の機能を代替することができる予備機器の設置等の義務に関して適用除外を受けている場合には、第一種電気通信事業者が屋内に無線 LAN のアクセスポイントを設置する際、停電対策を不要とする。</p> <p>(理由) 停電対策を義務付けられると、店舗等に停電対策用装置を設置するためのスペースを確保しなければならず、追加コスト等もかかるため、本来なら無線 LAN の設置をビジネスチャンスととらえるはずの店舗主等までもが設置を敬遠することになり、結果的に無線 LAN の普及を妨げることになりかねない。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	事業用電気通信設備規則第 4 条、第 10 条、第 11 条、第 16 条		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(10)	実験局の免許要件の緩和【新規】		
規制の現状	<p>新しい無線方式の実証実験等を行なうためには、実験局の免許が必要である。実験局の開設については、既設の無線局等の運用または電波の監視に支障を与えないことなどの条件が示されているが、実際には、近い将来の商用化が見込まれない場合や無線規則等が整備されていない場合には、免許が付与されない場合がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 新しい無線方式の実証実験等のための実験局免許は、将来の商用化の目処、無線規則の整備を条件とすることなく、技術の将来性や波及効果などを勘案して、免許を付与する。</p> <p>(理由) 実験段階で商用化の目処等を判断するのは困難であり、それを免許条件としたのでは、無線局の開設の根本的基準に掲げられている「電波科学もしくは技術の進歩発達又は科学知識の普及に貢献する合理的な見込みのある」実験を妨げることになりかねない。 わが国産業の競争力強化、ならびに新サービスや新事業の推進などの観点から、速やかに免許を付与する必要がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電波法第4条 無線局の開設の根本的基準第6条</p>		
所管官庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(11)	超広帯域無線方式 (UWB:Ultra Wideband) の利用のための制度整備 【新規】		
規制の現状	<p>現行の電波関係法令では、超広帯域無線方式に関する規定がないため、利用することができない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 超広帯域無線方式を利用可能とするための制度を整備する。</p> <p>(理由) UWB は、超高速無線通信を可能とする方式としてのみならず、周波数の有効利用方策の一つとしても期待が高まっている。 米国でも UWB の利用に関する規約が採択されており、また EU や韓国でも制度整備に向けた取り組みが行なわれている。わが国においても、現時点で制度を整備しておかなければ、諸外国に遅れをとる恐れがある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	周波数割当計画、無線設備規則		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(12)	無線局免許申請等における添付書類の簡素化【新規】																
規制の現状	<p>無線局の免許申請(再免許申請、変更申請を含む)、高周波利用設備の設置許可申請(変更申請を含む)、有線電気通信設備の設置届(変更届を含む)にあたっては、一定の事項を記載した添付書類を提出しなければならない。</p>																
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>無線局の免許申請 工事設計書における「予備電源、附属装置、受信機の特性」項目の削除、無線局事項書で求めている「回線経路図、通信路構成図」の添付の省略。</p> <p>高周波利用設備の設置許可申請 「線路系統図、装置の系統図」の添付の省略。</p> <p>有線電気通信設備の設置届 事項書における記載項目を、以下のとおり見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3.設備の設置場所」(2)項「線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置」の簡略化。 ・「3.設備の設置場所」(3)項「設備と付近の他の施設との関係」の削除。 ・「4.設備の概要」のうち(2)項 [ア 線条]を除く全項の削除。 ・「4.設備の概要」の(2)項 [ア 線条]は、以下のとおり簡素化。 <table border="1" data-bbox="422 1576 1425 1774"> <thead> <tr> <th>架空、地中、水底の別</th> <th>線種(*)</th> <th>こう長</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>Km</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(*)線種はメタルケーブル・光ケーブルの別</p>	架空、地中、水底の別	線種(*)	こう長	備考			Km						計			
架空、地中、水底の別	線種(*)	こう長	備考														
		Km															
計																	

<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>(理由) 電波環境に直接関係なく審査に不要と考えられる項目・添付図面は、削除、省略すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地図を用いる図面類の電磁的方法による提出は、容量的に困難であり、データ量も膨大となる。これらの添付図面類は、極力省略すべきである。 ・無線局の免許申請における「回線経路図」は、官庁内マッピングシステム等を利用すれば、必要の都度、個々の免許人の事項書に記載された緯経度データを基に容易に確認可能と考える。 <p>高周波利用設備の設置許可申請における「線路系統図への装置設置場所の記載」は、装置の設置場所が添付書類に記載されていることからマッピングシステム等により容易に確認が可能であり、使用する線路（送電線）は、線路の通過する市町村名で代替すれば、概ね確認可能と考える。</p> <p>設置届の対象となる有線電気通信設備は、電気事業者が電気事業法の定めにより、（電気事業の用に供さない）自家用電気工作物を所有する顧客等との間に連絡用電話回線を構成するために施設するものである。電気事業の用に供する設備は、届出不要とされている中で、連絡用電話回線を構成するために施設される設備について、届出により詳細を管理する必要はないものとする。</p> <p>なお、有線電気通信設備の設置届の事項書の記載項目のうち「3.設備の設置場所」(2)線路及び付近の道路、鉄道、軌道などの位置については、線路図を電磁的方法にすることは困難であり、機械の設置場所および「回線構成図」で代用可能と考える。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>無線局の免許申請 無線局免許手続規則第4条、第12条、第18条、第32条 高周波利用設備の設置許可申請 無線局免許手続規則第26条、第29条 有線電気通信設備の設置届 有線電気通信法施行規則第1条、第4条、第8条の2</p>		
<p>所管官庁</p>	<p>総務省</p>	<p>担当課等</p>	<p>総合通信基盤局</p>

情報・通信(13)	携帯電話端末の開放【新規】		
規制の現状	<p>携帯電話事業では、通信サービスと端末販売が実質的に一体化されて消費者に提供されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 通信事業者のみならず、端末製造業者による携帯電話端末の一層自由な仕様決定・販売を認める。</p> <p>(理由) 携帯電話事業では、通信サービスと端末販売が一体化されているため、端末の製造業者のオリジナルなアイデアに基づく通信サービスを実現することが難しい。そのため、利用者によるサービスの選択肢の幅を狭めている。</p> <p>通信事業者のみならず、端末製造業者により端末の仕様決定、販売がより一層自由にできるようになれば、新しい端末の開発と新しい通信サービスの実現が期待できる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等			
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(14)	IRU 方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更許可申請時の添付書類の簡素化【新規】		
規制の現状	<p>管路等の中の通信線の一部を IRU 方式により他事業者へ芯線貸しする場合、当該管路を所有する事業者は個別事案毎に当該管路の占用目的の変更許可を申請しなければならない。変更許可申請に際しては、道路占用許可申請の際には必要とされていない「道路占用平面図」と「ケーブル断面図」も提出しなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 既設の電線を所有する事業者が、IRU 方式によって電気通信事業者へ芯線の一部を貸し出す場合、占用目的の変更許可申請に必要な書類のうち、道路占用許可申請の際に必要とされない書類の提出を不要とする。</p> <p>(理由) 新たな工作物等を設けるわけではない IRU 方式による芯線貸しの場合、ケーブルのどの芯線を使用するかまで確定させ、事業者に大きな負担を課してまで必要な書類を作成して申請させる必要性は認められない。</p> <p>管路を所有する事業者が、道路管理者から占用目的変更許可を得るまでに相当の時間を要し、その間、芯線を借り受ける側は使用できないため、インフラ整備の妨げになっている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>道路法第 32 条 建設省道路局路政課長通達（平成 11 年 3 月 31 日）</p>		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	道路局

情報・通信(15)	マスメディア集中排除原則の緩和【新規】		
規制の現状	マスメディア集中排除原則により、一の一般放送事業者が開設可能な放送局の数は、原則として一に制限されている。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>マスメディア集中排除原則を緩和し、地上波放送局間および地上波放送局とBSデジタル放送または東経110度CS放送の委託放送事業者との経営統合や兼営の拡大を認める。</p> <p>コミュニティFMの開設は、マスメディア集中排除原則の適用除外とする。</p> <p>(理由)</p> <p>地上波放送のデジタル化の投資負担に耐えられるよう、地上波放送局同士が一つの放送対象地域において、あるいは放送対象地域を跨って、経営統合することを認めることは、基幹放送たる地上波放送の健全な発展につながる。地上波、BS、CSの異なるメディアの一体経営を行なうことによって、設備・人員の効率的な利用が可能となるとともに、番組素材のワンソース、マルチユースが推進され、多様なコンテンツを利用者ニーズに応じて提供していくことができる。</p> <p>地域活性化や災害時における情報提供手段として利用価値の高いコミュニティFM局の開設を容易にすることによって、経済活性化や雇用創出につながる。</p> <p>なお、メディアの多様化が進展する中で、一事業者による複数放送局支配を緩和しても、世論形成に与える影響などマスメディア集中排除原則によって予防している問題が発生する可能性は薄くなっている。</p> <p>特に、コミュニティFM局については、聴取者は限定的であるため、マスメディア集中排除原則の適用から除外した場合でも、その影響は限定的である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	放送局の開設の根本的基準第9条		
所管官庁	総務省	担当課等	情報通信政策局

情報・通信(16)	東経 110 度 CS への電気通信役務利用放送法の適用【新規】		
規制の現状	東経 110 度を軌道位置とする CS を利用した放送には、電気通信役務利用放送法が適用されていない。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 東経 110 度 CS に電気通信役務利用放送法を適用する。</p> <p>(理由) 現行の受委託放送制度の下では、衛星中継器を通信用、放送用に分離し、放送用の周波数を国が指定するため、新たな周波数で放送を開始しようとする場合、手続きが煩雑である。</p> <p>また、予め決められた放送用周波数の枠内で委託放送事業者が認定されるため、参入希望が枠を超える場合には、比較審査が行なわれる。さらに、外資規制も課されるため、参入が制限されてしまう。</p> <p>東経 110 度 CS に電気通信役務利用放送法が適用されれば、一定の適格性のある事業者は全て参入可能で、外資規制もなく、マスメディア集中排除原則も緩和されることから、より自由な競争が促進され、利用者に多様なサービスが提供されることが期待される。また、事業者の利用ニーズに応じて、通信・放送用の周波数を柔軟に提供できることから、効率的な周波数の利用促進にもつながる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気通信役務利用放送法施行規則第 2 条		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	情報通信政策局

情報・通信(17)	受託放送事業の料金規制等の撤廃、ならびに委託放送事業者に対する受託放送事業者の指定等の撤廃【新規】		
規制の現状	<p>受託放送事業者は、委託放送事業者等の委託によりその放送番組を放送する役務の料金その他の総務省令で定める提供条件を定め、その実施前に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。</p> <p>委託放送業務を行なおうとする者は、総務大臣の認定を受けなければならない、その認定は、委託の相手方、委託して行なわせる放送に係る周波数などを指定して行なわれる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>受託放送役務料金等の届出制を廃止する。 委託放送事業者に対する受託放送事業者の指定等を撤廃する。</p> <p>(理由)</p> <p>上記の規制が撤廃されれば、個々の事業を踏まえたより自由な交渉・契約が可能となる。受託放送サービスの内容が多様化するとともに、委託放送事業者にとっても、視聴者ニーズに合致する放送サービスの提供が可能となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	放送法第 52 条の 10、52 条の 13、52 条の 14		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	情報通信政策局

情報・通信(18)	通信と放送の融合に対応した制度整備		
規制の現状	<p>伝送設備(ハード)について、通信・放送あるいは有線・無線という伝送手段毎に複数の制度が並存している。</p> <p>一方、サービス(ソフト)については、通信のうち、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信が放送とされている(ただし、有線のCATV放送サービスもある)。具体的には、受信者が不特定多数であるか否かが重要とされており、送信者と受信者の間の紐帯関係および受信者における属性が強ければ通信、弱ければ放送と判断されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>伝送設備について、伝送する手段および情報が何であるかに係らず、同じ制度の下に置く。</p> <p>「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」において、放送となるものの範囲を明確化する。</p> <p>(理由)</p> <p>通信用、放送用、CATV用といった特定の設備に拘束されない形で情報を伝送することが技術的には可能となっており、伝送設備の共通化・一体化が進みつつある。</p> <p>「ガイドライン」では、送信者と受信者の紐帯関係の強さの程度や受信者の属性の強さの程度などといった基準で、放送とは異なるものの範囲を具体的かつ明確にすることによって、通信から区別される放送の範囲を明確にしようとしているが、この方法では新たな状況が生じるたびに行政に対して判断を仰がなければならない、新規サービスの迅速かつ機動的な提供の足枷となる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電気通信事業法、放送法、電波法、有線テレビジョン放送法等</p> <p>「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」</p>		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	情報通信政策局

情報・通信(19)	端末機器・特定無線設備の基準認証制度への自己適合宣言方式の早期導入		
規制の現状	電気通信事業法に定める端末機器および電波法に定める特定無線設備は、技術基準への適合について指定機関の認定・証明を受けることになっている。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>製造者等が自らまたは第三者試験機関によるテストを行い、そのデータをもとに技術基準への適合を自ら宣言する方式を早期に導入すべきである。</p> <p>「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)では、平成14年度中に検討し結論を得るとされている。これを受け、総務省において「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」が開催されている。さる8月には、同研究会から「検討の基本的方向性」が公表されたが、そこに示された方向性は、企業コストの低減、自己責任の重視という観点から問題があり、「自己適合宣言方式」を導入したとしても、その効用は限定的なものに止まる恐れがある。</p> <p>自己適合宣言方式は、製品の企画・開発・製造から市場投入までの一連のプロセスにおける品質管理全般に製造者等が責任を負うことが前提となっており、そうした自己責任の重さと、それを自ら市場に向けて宣言することによる責任の明確さが製造者等の内部規律の強化につながるものとする。自己適合宣言方式の導入にあたっては、そうした自己責任重視の考え方を貫くべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>技術および市場ニーズの変化に迅速に対応するとともに、国際競争力を維持・強化するためには、製造者等は、端末機器、無線設備をできる限り早く、かつ低コストで市場に提供しなければならない。</p> <p>既に諸外国では自己適合宣言方式の導入が進んでおり、わが国産業の国際競争力を維持・強化するとともに、利用者利益を増大させる観点から、速やかに導入すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電気通信事業法第50条、第50条の4 電波法第38条の2、第38条の16		
所管官庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(20)	<p>端末機器・特定無線設備の技術基準適合認定・証明のための審査の改善 【新規】</p>		
規制の現状	<p>電気通信事業法に定める端末機器および電波法に定める特定無線設備は、技術基準への適合について指定機関の認定・証明を受けることになっている。指定機関は、技術基準適合認定・証明を求められた時は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、審査を行わなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 申請が集中しているとの理由から審査開始まで2週間程度待たされる場合があるが、速やかに申請を受理し、審査を開始すべきである。</p> <p>(理由) 技術進歩が早く、製品のライフサイクルが短くなっている中であって、製造者等は、製品をできる限り早く市場に投入する必要がある。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>電気通信事業法第50条、第71条 電波法第38条の2、第38条の5</p>		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(21)	開発段階にある特定小電力無線局の展示会等での使用に際しての技術基準適合証明の不要化【新規】		
規制の現状	無線設備は、電波法ならびに総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならず、小規模な無線局に使用するための無線設備は、総務大臣または指定証明機関から技術基準適合証明を受ける必要がある。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>開発段階にある特定小電力無線局を期間と場所を限定した展示会などで使用する場合、技術基準適合証明を受けずとも、電波発射を可能とする。</p> <p>(理由)</p> <p>無線 LAN などのネットワークを構成する特定小電力無線は、機器同士の相互接続試験が不可欠であるとともに、機器を商用化する上でも、展示会等でのデモンストレーションが重要である。試作機段階であっても技術基準適合証明を取得した上でなければ展示会等で使用できないため、タイムリーな開発や製品提供の妨げとなっている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電波法第4条、第38条、第38条の2		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(22)	ソフトウェア無線設備に関する技術基準適合証明方法の決定【新規】		
規制の現状	<p>小規模な無線局に使用するための無線設備であって、総務省令で定めるもの(特定無線設備)については、電波法に定める技術基準に適合していることの証明を受けることになっている。</p> <p>一方、ソフトウェア無線技術(無線機に搭載されているソフトウェアを外部からのダウンロード等によって変更・追加することにより、当該無線機が使用する周波数、送信出力等の機能や性能を変更する技術)を利用した無線設備(以下、ソフトウェア無線設備)は、特定無線設備と同じく携帯用や車載用としての利用が期待されているが、市場に投入された後に機能や性能が変更されるのが前提となっており、設置前に技術基準への適合性を判断する現行の技術基準適合証明では対応できない(現行方法では、電波の質に大きな変更がない場合でも、ソフトウェアの変更だけで審査の対象となる)。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>ソフトウェア無線設備に関する技術基準適合証明の方法をできる限り早期に決定すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>米国においては、2001年9月に連邦通信委員会(FCC)がソフトウェア無線設備のための規則を制定している。わが国においても、技術基準適合証明の方法を早期に決定し、ソフトウェア無線技術・設備の開発・実用化を促進することは、産業競争力の強化、新事業の創出にとって重要である。</p> <p>なお、総務省の委託を受け、現在、特定無線設備の指定証明機関である(財)レコムエンジニアリングセンターがソフトウェア無線設備の技術基準適合証明の方法等について調査・検討している。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電波法第3章の2、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(23)	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善
規制の現状	<p>情報システム開発の競争入札では、外形的な要素（売上、自己資本、流動比率、営業年数）に基づき参加資格が審査されるとともに、入札案件によっては、一定数以上の情報処理技術者の資格取得者数や政府官公庁系の過去の受注実績が求められる。</p> <p>新規開発時（初年度）は一般競争入札による契約がなされるが、後年度は随意契約となる場合が多い。</p> <p>落札事業者のインセンティブとなるような契約上の仕組みがない。</p> <p>情報システムに係る政府調達府省連絡会議により改善策が講じられつつある。</p> <p>情報システムに関する調達は、各府省ごとに実施されている。</p>
要望内容 と要望理由	<p>（要望）</p> <p>競争入札参加資格審査において、企業規模など外形的な要素ではなく技術力のある企業に対して参加資格を付与する。そのため、入札参加者の質の評価など調達側の体制を強化する。具体的には、実質的なCIOを全省庁に設置し、意思決定プロセスと責任を明確にすると同時に、CIOの機能強化のため、外部の専門家を活用する。</p> <p>情報システムの価格評価は、複数年に渡る調達全体に関するライフサイクルのコストベースに基づく一般競争入札を行う。</p> <p>インセンティブ付契約（コストが当初の予定を下回った場合に減少したコストの一部を落札事業者に還元する契約等）や、成功報酬型契約（例えば、IT化を含め行政の事業の一部をアウトソーシングし、その収入を分配する契約や、落札事業者が提供したサービスがサービスレベル契約を上回る優良なものであった場合に追加発注等のインセンティブを与える契約等）を導入する。</p> <p>「情報システムに係る政府調達制度の見直し」を実効性のある改善策とするため、定期的にフォローアップとレビューを行う。また、同見直しにおいて、競争入札参加資格の柔軟な運用、ライフサイクルコストベースでの価格評価については、「平成14年度中可能な案件から逐次適用していくこととする」とされているが、同制度によることを基本とすべきである。また、調達側の体制強化、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入については、「引き続き検討」とされているが、早期に結論を得て実施すべきである。</p>

<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>各府省の情報システムなど関係部局の人材と予算を集めて責任とノウハウを集中し、外部の中立的な専門家の協力を得ながら、システムの企画、調達、開発、運用を透明な手続の下で一元的に行う。</p> <p>(理由)</p> <p>現行の競争入札参加資格審査制度においては、技術力のある中小・新規事業者が不利な立場に置かれている。</p> <p>情報システムの開発は複数年度に渡って行われるが、競争入札の価格評価は初年度のみを対象とし、後年は随意契約とすることが多いため、安値入札が誘引されている。</p> <p>インセンティブ付契約や成功報酬型契約は、企業にとって効率的で革新的なプライシング・モデルを提案するインセンティブとなり、ITサービス産業の競争の促進にもつながる。インセンティブ付契約等の導入は、行政における財政規律の向上にも資する。</p> <p>上記「見直し」における改善策については、平成14年8月より加算方式による総合評価落札方式が導入されるなど一定の進展が見られつつあるが、より実効的なものとすべきである。</p> <p>重複投資の防止等により、情報システムに係る投資コストを抑制できる。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>会計法、予算決算及び会計令 政府調達に関する協定 国の物品等の調達手段の特例を定める政令 国の行政機関における情報システム関連業務の外注実施ガイドライン (平成12年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承) 日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置 (平成4年1月20日第17回アクション・プログラム実行推進委員会決定) 日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について(平成7年3月27日第24回アクション・プログラム実行推進委員会決定) 情報システムに係る政府調達制度の見直し(平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、平成14年4月22日改定)</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>総務省、経済産業省、財務省 および関係府省</p>	<p>担当課等</p>	

情報・通信(24)	会社設立手続きの簡素化およびワンストップサービスの実現		
規制の現状	<p>わが国で会社を設立するには、登記所に実際に足を運んで必要書類等を確認する、登記簿謄本を閲覧し、類似商号等の有無等を調べ、商号、目的が登記可能か確認する、公証人役場で公証人の定款認証を受ける、金融機関で払込事務委託の手続きを行い(最低資本金制度に立脚)、払込金保管証明書の発行を受けた上で、登記所に登記申請書等の書類を提出する、登記所が定める補正日に受理の可否を受ける(補正の指導を受けた場合は再度申請する)等の手続きが必要である。</p> <p>設立登記後も設立日より一定期間内に、法人設立届出、給与支払事務所等の開設届出(税務署)、法人設立届出(東京都は事業開始等申告)(都道府県税事務所)、法人設立届出(市区町村役場)、健康保険・厚生年金保健新規適用届(社会保険事務所)、労働保険料申告、労働保険関係成立届(労働基準監督署)、雇用保険適用事業所設置届(公共職業安定所)等の各種公的手続きが必要である。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>電子政府実現の目標となっている2003年度までに、会社設立に関する諸手続き(会社設立登記後の各種申請等を含む)に要している時間、コストを大幅に削減する観点から、各種手続きの必要性について根本から再検討するとともに、各種手続きの簡素化や公正性、透明性を確保するための措置を講じた上で、現行の各種手続きを電子化し、全ての手続きをインターネット上での1回の入力・送信で可能とするシングルウィンドウ(ワンインプット)システムを整備すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>わが国では、会社設立前後の手続きが煩雑で、多大な時間、コストを要するため、起業時や会社組織の再編(分社化等)時に大きな負担となっている。活発な起業と迅速な事業展開を可能とするためには、会社設立手続きの簡素化が有意義である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	商法 法人税法、地方税法 雇用保険法、労働保険法 厚生年金保険法		
所 管 官 庁	法務省、財務省、総務省、 厚生労働省	担当課等	

情報・通信(25)	道路使用許可申請手続の電子化【新規】		
規制の現状	<p>道路において工事を行なう場合、当該工事に係る場所を管轄する警察署長から工事毎に使用許可を受けなければならない。許可申請に際しては、道路使用の目的などを記載した申請書と併せて、工事現場位置図、現場周辺道路状況図なども提出する必要がある。電子申請はまだ実現していない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 道路使用許可申請手続の電子化を早期に実現する。併せて、同種工事の一括申請を認めるとともに、交通量の多寡や掘削工事の有無等に応じた添付書類の削減・簡素化を行なう。</p> <p>(理由) 上記規制改革が行なわれれば、事業者および行政双方にとって事務負担の軽減につながり、コスト削減や生産性向上が可能となる。</p> <p>なお、申請手続きの電子化については、「都道府県の警察機関が行う行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」において、平成15年度までに都道府県警察に対してオンライン化の実施方策を提示するとされるとともに、規制改革推進3ヵ年計画(改定)においても既に措置済みとされているが、実際の運用・実施は一部の県に止まっている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	道路交通法第77条、第78条		
所 管 官 庁	警察庁	担当課等	

情報・通信(26)	保険業法に基づく申請・届出の早期電子化		
規制の現状	<p>保険業法に基づく各種の申請・届出（例：事業方法書等に定めた事項変更の認可・届出（新商品の認可申請・届出）等）は、書面で行うことが前提とされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 保険業法における各種の申請・届出の電子化（電子認証制度等を用いた電子メールによる申請・届出を含む）を早急に実施するとともに、申請から審査、認可までの一連の手續について、具体的かつ明確な規定を法令において定める。</p> <p>（理由） 新商品開発から認可・届出、販売までに要する期間の短縮および標準処理期間内の手續の確定等に資するとともに、保険会社の自己責任に基づく自由かつ機動的な商品開発の実現、商品・価格の独自性・多様性などの進展が期待できる。併せて、申請・届出に関する行政手續の事務処理および運営の効率化・透明化が推進される。</p> <p>なお、申請・届出の電子化については、「金融庁申請・届出等手續の電子化推進アクション・プラン」において平成15年度（認可申請）、平成14年度（届出）に実施が予定されているが、早期に実施すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	保険業法第4条、第123～127条、 保険業法施行規則第6条、第83～85条		
所管官庁	金融庁	担当課等	監督局

情報・通信(27)	損害保険代理店の登録申請の電子化ならびに行政における登録情報の電子管理		
規制の現状	<p>損害保険代理店は、内閣総理大臣に登録申請書を紙で提出し登録を受ける必要がある。また、登録事項に変更がある場合、変更の都度内閣総理大臣に届け出る必要がある。(全国の損害保険業界の代理店総数は約50万件にも及び、損害保険会社によっては、1社あたり登録件数が数万件に達する場合もある。)</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 行政側において、代理店登録申請の電子化ならびに登録情報の電子管理を早期に実施する。</p> <p>(理由) 損害保険代理店の登録申請の電子化については「金融庁申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」に基づき平成15年度に実施することとされているが、保険会社のみならず、行政の業務の効率化にも資するものであるため、早期に実施すべきである。</p> <p>また、行政における登録情報の電子管理は、代理店の二重登録や登録誤りを防止でき、行政の効率化に資するとともに、保険募集人の実態の正確な把握により保険募集人の資質を担保し保険契約者の利益を保護するという損害保険代理店の登録制度の趣旨にも合致するため、早期に実施すべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	保険業法 276 条、280 条		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	監督局

情報・通信(28)	交通事故証明書の申請・交付の電子化【新規】		
規制の現状	<p>交通事故証明書の交付申請にあたっては、自動車安全運転センター各都道府県・方面事務所窓口もしくは郵便局の振替窓口に、申請用紙を提出している。発行された交通事故証明書は、窓口にて即日交付されるか、後日書面にて申請者に郵送されることとなっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 書面に加え、電子的手段による申請・交付を可能とする。</p> <p>(理由) 交通事故証明書については、窓口への申請書の持参、後日発行の証明書の郵送等が必要であり、手数および日数(申請1件あたり約10日~20日)がかかっており、手続の効率化の観点から、電子的手段によることを可能とすべきである。なお、「国の警察機関が行う行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」において、「交通事故証明書の交付の求め」の電子化については平成15年度に実施方策が提示されることとなっているが、早期に実現すべきである。</p> <p>また、交付については、同アクション・プランにおいて「第三者に対する証明等に使用されるものであり、現物である必要があるため交付はオンライン化困難」とされている。しかし、実際には「第三者」である保険会社が交通事故当事者の代理人として交付申請を行った上で直接入手するケースが多く、保険会社における書面による保管コストも大きい。そのため、電子的手段による交付も認めるべきである。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	自動車安全運転センター法第29条		
所 管 官 庁	警察庁	担当課等	交通局

情報・通信(29)	自動車登録事項等証明書の請求・交付の電子化等【新規】		
規制の現状	自動車登録事項等証明書の交付を受けるためには、全国の陸運支局の窓口において請求しなければならない。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>電子認証制度等を利用する場合、自動車登録事項等証明書の電子的手段による請求・交付を可能とする。 保険会社の手続として車両登録の有無確認が必要な場合、電子認証制度等を利用する保険会社が、契約者(車両所有者)名、登録番号または車体番号で照会を行い確認することで、契約者本人による自動車登録事項等証明書の取付に代える。</p> <p>(理由)</p> <p>自動車保険の新規契約、車両入替異動処理等においては、通常、当該車両の登録確認が必要とされている。そのための自動車登録事項等証明書の交付を受けるには、陸運支局の窓口に出向かなければならず、交付請求者にとって負担となっている。また、契約者本人が取付けに行く場合、窓口への出頭に手間取りがちであるため、保険会社における手続処理が遅延し契約・異動の発効までに時間を要するケースも生じている。</p> <p>行政手続の電子化に合わせ、電子認証制度を利用する請求者による自動車登録事項等証明書の電子的手段による請求・交付を可能とするとともに、契約者(車両所有者)名、登録番号または車体番号について電子認証制度を利用する保険会社から陸運支局にオンラインで照会をすることで登録の確認に代えられれば、証明書取付に係る負担の軽減とともに迅速な契約発効が可能となり、保険サービスの向上に繋がると考えられる。</p> <p>なお、平成14年8月に決定された「自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザイン」において「登録事項等証明書のオンラインによる閲覧については、自動車所有者等のプライバシーの問題や自動車盗難等への悪用のおそれもあるため、その是非について慎重に検討していくこととする」とされている。また、平成13年の通達により実施されている同証明書交付請求者に対する本人確認の趣旨も、登録情報の犯罪等悪用の防止にある。この点については、オンラインによる請求者および照会者に電子認証を義務付けることで、担保できるものとする。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>道路運送車両法第22条</p> <p>「自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザイン」(平成14年8月自動車保有関係手続のワンストップサービス推進関係省庁連絡会議決定)</p> <p>国土交通省自動車交通局技術安全部 平成13年11月6日付通達「登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付請求者等に対する本人確認の実施について」</p>		
所 管 官 庁	国土交通省	担当課等	自動車交通局

情報・通信(30)	固定資産税等地方税の納付様式の全国統一および納付手続の電子化		
規制の現状	<p>固定資産税等の地方税は、事業所等が所在する地方公共団体に対し、それぞれ納税通知書等の納入に関する書類に基づいて納めることになっている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 地方税の納付について、納入に関する書類の様式を全国的に統一するとともに、電子化する。</p> <p>(理由) 固定資産税等の地方税は、各地方公共団体ごとに納税通知書など納入に関する書類の様式および納期が異なっている場合が多い。全国展開している企業や納付を受ける金融機関にとって、納税事務が煩雑になるとともに、情報化の阻害要因となっている。様式の統一、手続の電子化によって、納税事務が簡略化・効率化され、コスト削減と生産性の向上が期待される。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	地方税法、地方自治法施行令		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	自治税務局

情報・通信(31)	無線局免許申請等手数料の納付方法の見直し【新規】		
規制の現状	無線局を新設する場合の免許申請（再免許申請を含む）手数料、定期検査を受ける場合の検査手数料等は、収入印紙を貼って納めなければならない。		
要望内容 と要望理由	<p>（要望） 免許申請等の手数料については、口座振込みによる納付を認める。</p> <p>（理由） 申請件数が多い場合は、非常に高額となり、出納手続きにおいて管理上の問題がある。口座振替を認めることによって、そのような問題を回避するとともに、納付手続きを効率化することができる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電波法第 103 条 電波法関係手数料令第 10 条		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(32)	電波利用料の納付方法の見直し【新規】		
規制の現状	<p>電波利用料は、免許日(応当日)から起算して30日以内に納付しなければならない。</p> <p>電波利用料の納入告知書は無線局を管轄する各々の地方総合通信局から、原則として免許日(応当日)毎(2以上の無線局がある場合は、まとめて1枚の納入告知書で送付する)に送られてくるため、事務手続きが煩雑である。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>無線局開設年度の翌年以降の電波利用料の納付時期については、免許日に係らず全地方総合通信局で統一した時期とし、当該免許人保有の全無線局分の電波利用料を一括して振込むことを可能とする。</p> <p>(理由)</p> <p>免許日毎の別時期での納付は、件数が多い場合、事務手続きが煩雑である。</p> <p>現状では事前の申出が承認された場合に指定口座からの自動引き落としが認められているが、一括振込みが認められれば、より利便性が高まる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電波法第103条の2		
所 管 官 庁	総務省	担当課等	総合通信基盤局

情報・通信(33)	税務関連書類全般の電子化および電子帳簿保存法適用にあたって必要な書類の書き方の具体化		
規制の現状	<p>税務取扱上、国税関係帳簿書類は紙による7年間の保存義務があり、電子帳簿保存法に基づき所轄税務署長等の承認を得た場合は、これらの電子的保存が認められる(一部マイクロフィルムによる保存も認められている)。ただし、その対象は、当初作成段階から電子化されている帳簿書類に限定されている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 税務関連書類全般の電子的保存を認める(当初作成段階が紙による国税関係帳簿書類(契約書や請求書等)についてもスキャナー等を利用した電子的データによる保存を認める)。 行政手続の公正確保・透明性向上の観点から、電磁的記録による保存等の承認の申請等において申請書に添付する書類や、承認を受ける国税関係帳簿書類に関して備付け及び保存を要す書類の書き方を、より具体的に示し(例えば、ケース別の事例サンプルを明示)、電子的保存を導入しようとする企業が電子保存の要件を予め判断できるようにする。</p> <p>(理由) 国税の電子申告システムの整備が進められているが、併せて税務関連書類全般(原始証憑が紙等であるものも含む)の電子保存を可能とすることにより、企業の税務処理関連事務の一層の効率化が可能となり、また、書類保管コスト(損害保険業界全体で年間保管費が50億円という試算もある)も削減できる。なお、わが国では課税処分取消訴訟の立証責任が一般的に税務当局にあることが、当初作成段階が紙による国税関係帳簿書類についてスキャナー等を利用して電子的データにより保存することを認めていない理由の一つとなっているが、そのために生ずるコストを企業側のみが負担するのは疑問である。 企業活動の電子化が進む中、国税関係帳簿書類の保存の電子化にあたっては、税務署に申請しなければ保存の要件が具体的に確認できないため、企業にとって使い勝手が悪い。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第2条、第4条、第6条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条、第5条 法人税法第126条、第150条の2 法人税法施行規則第59条、第67条		
所管官庁	財務省、 国税庁	担当課等	主税局

情報・通信(34)	貸金業規制法により交付すべき書面の電子的手段による代替の容認		
規制の現状	<p>貸金業者は、貸付けに係る契約を締結した時は、遅滞なく、貸付契約の内容を明らかにする書面を相手方に交付しなければならない。また、貸付け債権の全部または一部について弁済を受けた時は、その都度、直ちに、受取証書を相手方に交付しなければならない。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 貸金業者と貸付契約の相手方の双方が合意する場合、電子メール等の電子的手段による書面交付の代替を認める。</p> <p>(理由) 電子的手段によって直ちに契約内容、弁済の受取が確認でき、利便性が向上する。</p> <p>なお、「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)では、平成14年度中に貸金業者が交付する書面の電子化の実現可能性について、実態調査を実施することとされている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	総務企画局

情報・通信(35)	管轄裁判所合意の電子化		
規制の現状	取引当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができるが、その合意は、書面によらなければ、効力を生じない。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 第一審の管轄裁判所に関する合意について、電子的手段による場合にも、効力を認める。</p> <p>(理由) 電子的手段により管轄裁判所合意ができれば、電子商取引の拡大に資する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	民事訴訟法第11条第2項		
所 管 官 庁	法務省	担当課等	民事局

情報・通信(36)	I Cカードの発行保証金の供託に関する規制緩和		
規制の現状	<p>I Cカードを電子マネーとして使用する場合、当該基準日未使用残高の2分の1以上に相当する発行保証金を供託しなければならない。乗車券と物販を共用するI Cカードの場合には、カードにチャージされた金額分全てを基準として供託金の額が決定されることになる。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 乗車券と物販を共用するI Cカードの発行保証金の供託は、前年度の乗車券部分の使用実績比率を除いた、物販部分のみの金額を基準として算出する。</p> <p>(理由) 上記要望が実現すれば、乗車券部分の金額が除外されることにより、I Cカードの発行に関する負担が軽減される。その結果、I Cカード自体の魅力が増し、交通事業者がI Cカードを導入する契機ともなる。また、事業者の負担軽減だけでなく、利用者にとっても、複数のカードを持ち歩かなくても、一枚のカードを多様な用途に利用できるなど、利便性が向上する。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	前払式証票の規制等に関する法律第13条		
所 管 官 庁	金融庁	担当課等	

情報・通信(37)	電気通信事業法等の逐条解説の公開【新規】		
規制の現状	<p>総務省内で作成されている所管法令の逐条解説が公開されていない場合がある。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 総務省内で作成されている所管法令の逐条解説を公開する。</p> <p>(理由) 諸制度の予見性向上や行政の透明化につながる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等			
所 管 官 庁	総務省	担当課等	

情報・通信(38)	申立(ペティション)制度の導入		
規制の現状	<p>請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。</p> <p>なお、規制の設定または改廃に当たり、広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続(パブリック・コメント手続)が定められている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>国民、企業等が既存の制度・政策等の見直しについて直接行政に要望でき、これに対し行政が、一定期間内に回答、公表することを義務付けた「申立(ペティション)制度」を導入する。</p> <p>(理由)</p> <p>パブリック・コメント手続の対象は、行政機関が判断することになっているが、行政機関から設定・改廃の意思表示がなされている規制以外の制度や政策についても、常時意見等を受け付ける体制が必要である。</p> <p>例えば、通信分野の競争ルールの策定には、市場環境の変化に対応して利用者利益を第一に考えた公正な判断が求められるが、そのためには、申立制度を導入することにより、利用者である国民、企業の理解と支持を得ることが不可欠である。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	<p>請願法</p> <p>規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定、平成12年26日一部改正)</p>		
所 管 官 庁		担当課等	

情報・通信(39)	パブリック・コメント手続の対象等の見直し【新規】		
規制の現状	<p>広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で、規制の設定または改廃に係るものは、パブリック・コメント手続を経ることになっているが、その対象は、政令、府令、省令、告示等であり、国会において審議を経る法律案等は含まれていない。</p> <p>提出された意見・情報は、適宜整理して公表しても差し支えないとされている。</p>		
要望内容 と要望理由	<p>(要望)</p> <p>法律案をパブリック・コメント手続の対象とすることを原則とする。パブリック・コメント手続により提出された意見・情報は、整理せずに原文のまま公表することを原則とする。</p> <p>(理由)</p> <p>法律案についてパブリック・コメントを実施することにより、審議会の答申等の趣旨に沿っているかどうかの確認が可能となり、行政の透明性が向上する。例えば、通信分野の競争ルールに係る具体的な規定内容については、審議会の答申等だけでは十分予見できないことがある。なお、情報公開法上の不開示情報にあたる場合は、その旨を明らかにする。</p> <p>提出された意見・情報をそのまま公表することにより、趣旨が曲がらずに伝わるとともに、提出された意見等の全てに対して、行政の考え方が明らかにされているか否かを確認することができる。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等	「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定、平成12年12月26日一部改正)		
所 管 官 庁		担当課等	

情報・通信(40)	審議会、研究会委員等の中立性等の確保【新規】		
規制の現状	審議会、研究会委員等の中立性等に関して、明確な基準がない。		
要望内容 と要望理由	<p>(要望) 審議会、研究会委員等の中立性等を確保する。</p> <p>(理由) 審議会、研究会等は行政の意思決定に重要な役割を果たしており、その委員の選任については公正、中立性を確保する必要がある。例えば、通信分野の競争ルールを検討する場合には、委員の中立性等に十分配慮する必要がある。</p> <p>なお、「各種審議会委員等の人選について」(昭和38年9月20日閣議口頭了解)、においては、なるべく関係のある広い分野から清新な人材を活用することに努めること、高齢者または兼職の多い者を極力避けること、長期留任は避けること、当該省庁出身者等は原則として任命しないこと、が定められている。</p>		
規制の根拠となる 関係法令等			
所 管 官 庁		担当課等	